

## 独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院看護学生奨学金貸与要領

### (目的)

第1条 本要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構奨学金貸与規程（平成26年規程第53号。以下「貸与規程」という。）第15条に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院（以下「佐賀中部病院」という。）に必要な看護師及び助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、独立行政法人地域医療機能推進機構附属看護専門学校その他の日本国内の看護師等養成施設（看護師養成施設及び助産師養成施設をいう。以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師及び助産師（以下「看護師等」という。）を確保することを目的とする。

### (貸与対象要件と人数)

第2条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 日本国内の看護学校等に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者
- 二 看護学校等を卒業後、貸与病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する者

2 貸与人数は、院長が必要と認めた人数とする。

### (貸与申請)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、佐賀中部病院の院長（以下「院長」という。）に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）に院長が別に定める書類を添付し申請するものとする。

### (奨学生の決定)

第4条 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。

- 2 院長は、奨学生に対して、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。
- 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

### (奨学金の額及び貸与期間)

第5条 奨学金の貸与額は、月額5万円の範囲とする。

- 2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度）までの修業年限とする。助産師養成施設は最長1年間とする。すでに看護学校等に在

籍している学生から貸与申請がある場合は、院長の判断により個別に対応することとする。

(貸与方法及び利息)

第6条 院長は、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎月末日に貸与を承認された者に対し交付する。ただし当日が休日の場合はその前日に交付する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(貸与期間中の休学の取扱い)

第7条 奨学生は、第5条第2項の貸与期間中に、やむを得ない理由により休学する場合、奨学金の貸与は休止するものとする。

2 前項のやむを得ない理由とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本人の病気、事故、被災等による入院
- 二 2親等以内の親族等の病気、事故、被災又は要介護状態による介護
- 三 その他院長が必要と認める場合

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第9条 院長は、奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 新たに進級できないとき
- 二 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 奨学生が、看護学校を卒業後、佐賀中部病院において、常勤職員として引き続き第5条第2項に定める貸与期間相当の期間又は該当期間を超える場合は院長が別に定める期間(以下「返還債務免除勤務期間」という。)勤務したときは、奨学金の返還の債務を全

額免除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、院長は、1年以上の勤務につき1年分の奨学金の返還の債務を免除することができる。なお、1年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。(※第1項第1号で院長が別に期間を定めた場合は留意が必要)
- 3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部を免除することができる。
- 4 院長は、前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還債務免除勤務期間の通算)

第12条 院長が必要と認めて院長の命令により他の病院に異動した場合は、返還債務免除勤務期間に含むものとする。なお、異動した場合の取扱いは別に定めるものとする。

(返還債務免除勤務期間の一時中断)

- 第13条 院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。
- 2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

(返還)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額(第11条第2項又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額)を一括で返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学金の資格が取り消されたとき
- 二 佐賀中部病院の職員採用試験に不合格となったとき
- 三 原則として、看護学校等を卒業後2年以内当年に看護師又は助産師の免許を取得できなかったとき
- 四 返還債務免除勤務期間を満たさずに退職するとき
- 五 地域医療機構の就業規則に著しい違反行為があったとき

- 2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返済できないと院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに

奨学生及び連帯保証人は、分割返済にかかる書面を作成するものとする。

- 3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づいて算定した延納利息を徴収することができる。

（延滞金）

- 第15条 院長は、奨学生が前条第1項で規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、会計規程第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

（紛争対応）

- 第16条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

（奨学金管理台帳の作成）

- 第17条 院長は、奨学生ごとに奨学金管理台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還の債務を免除した場合、一時中断した場合又は奨学金の返還を受けた場合は速やかに記録し、返還債務免除勤務期間終了後又は返還終了後5年間保続しなければならない。

（疑義の調整）

- 第18条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日にすでに奨学生であった者の奨学金に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 元年要領第8号）

（施行期日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。